

平成31年度の夏休み期間中の児童クラブの登録申請を次のとおり受け付けします。

▼目的

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、児童クラブを実施することにより適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

▼対象児童

市内の小学校に在籍する児童で次のいずれかに該当すること

- ①母子または父子家庭で母または父が居宅外で労働している児童
②両親双方が居宅外で労働している児童 ③その他市長が必要と認めた児童

▼弥富市児童クラブ施設一覧

実施施設	日の出第一児童クラブ(ひので子育て支援センター西側)	大藤児童クラブ(大藤児童館内)
	日の出第二児童クラブ(ひので子育て支援センター西側)	白鳥児童クラブ(白鳥コミュニティセンター内)
	桜第一児童クラブ(桜小学校敷地内)	栄南児童クラブ(栄南児童館内)
	桜第二児童クラブ(桜小学校敷地内)	十四山東部児童クラブ(十四山公民館内)
	弥生第一児童クラブ(弥生児童館内)	十四山西部児童クラブ(十四山西部小学校敷地内)
	弥生第二児童クラブ(総合福祉センター内)	
予定人数	若干名	※夏休み募集期間までに定員に達したクラブは夏休みの募集を行いません。 ※詳細は市ホームページにて掲載予定です。

※定員を超える場合は、ご希望の児童クラブに入れないことがあります。他学区の児童クラブを利用していただく場合は、出校日も保護者の送迎が必要です。

▼実施期間 7月21日(日)～8月31日(土)(日曜日・祝日を除く)

▼実施時間 午前8時～午後6時30分

※このうち家庭で児童を見ることができない日・時間にご利用いただけます。

▼利用料他 利用料 10,000 円＋おやつ代 1,500 円(十四山東部児童クラブは利用料のみ)

※利用料減免制度もありますので、お問い合わせください。

▼申込方法・申込場所

市役所児童課備え付けの児童クラブ登録申請書に必要事項を記入し、雇用証明書などを添えて、市役所児童課まで申請してください。

▼申請書配布・申込期間 5月21日(火)～6月20日(木)(土・日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分

留意事項

- ◇利用決定は、先着順ではありません。定員超過するクラブにおいては、市が定めた優先順位に従い決定します。
◇定員を超える場合は、ご希望の児童クラブに入れないことや児童クラブを利用していただけないことがあります。
承諾・不承諾通知は7月上旬に文書にて通知いたします。
◇夏休み期間中、児童の送迎は、保護者の責任でお願いします。
◇昼食とお茶は各自で用意してください。なお、暑い時期ですので、傷みやすいものは避けるなど細心の注意をしてください。
◇おやつは児童クラブで用意します。(十四山東部児童クラブおよび食物アレルギーのある人を除く)
◇申請後にその申請を取り下げたい場合は、辞退届を市役所児童課へ提出してください。

問 市役所児童課(内線 152)

保護者が昼間家庭にいない児童を支援する児童クラブの指導員(特に夏休み期間中働いていただける方、大学・短大生も可)を募集します。資格の有無は問いませんが、教員免許、幼稚園教諭・保育士免許などの有資格者を歓迎します。採用にあたっては、選考の上、任用します。

▼必要書類など

- ・弥富市臨時職員(児童クラブ職員)登録申込書(市役所児童課に用意しています。)
・写真(縦4cm×横3cm程度) ・保育士・教員などの資格のある方は資格者証の写し

▼申込期間 市役所児童課にて随時受け付けます。

▼勤務地

◇日の出第一児童クラブ(ひので子育て支援センター西側)	◇大藤児童クラブ(大藤児童館内)
◇日の出第二児童クラブ(ひので子育て支援センター西側)	◇白鳥児童クラブ(白鳥コミュニティセンター内)
◇桜第一児童クラブ(桜小学校敷地内)	◇栄南児童クラブ(栄南児童館内)
◇桜第二児童クラブ(桜小学校敷地内)	◇十四山東部児童クラブ(十四山公民館内)
◇弥生第一児童クラブ(弥生児童館内)	◇十四山西部児童クラブ(十四山西部小学校敷地内)
◇弥生第二児童クラブ(総合福祉センター内)	

申・問 市役所児童課(内線 153)



市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、新居となる住宅の取得費用や賃借費用、引越しにかかった費用の一部を補助します。

対象となる世帯

下記のすべてを満たす新婚世帯

- ① 平成31年1月1日～平成32年2月29日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。
ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- ② 婚姻を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも市内に住んでいること)
- ③ 夫婦の年間所得合計(平成30年分)が340万円未満であること。(※1、※2)
※1 夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- ④ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑤ 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。



対象となる経費

平成31年1月1日～平成32年2月29日の間に支払った、次の①～③の費用が対象となります。

- ① 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用
※ 土地代・増改築費・リフォーム費を除く
- ② 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料) ※ 勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- ③ 婚姻を機に、市内の新居へ引っ越すためににかかった費用(引越業者または運送業者へ支払った実費)
※ 家具家電購入などは除く

申請期間

6月3日(月)～平成32年3月2日(月)

※ ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請に必要な書類

★印 … 市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

- ・補助金交付申請書
- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ★
- ・夫婦2人分の所得証明書(平成30年分) ★
- ・夫婦2人分の滞納なしの証明書 ★
- ・【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの
- ・【申請時において無職であり、所得がない場合】離職票、退職証明書
- ・【住居費(購入)の場合】売買契約書および領収書
- ・【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書および領収書
- ・【住居費(賃貸)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ・【引越費用の場合】引越しに係る領収書

申・問 市役所秘書広報課(内線 222) 十四山支所 2 階

